

「連帯保証人変更届」・「保証人変更届」について

「連帯保証人変更届」・「保証人変更届」は連帯保証人、保証人が死亡等で変更の必要が生じた場合に使用します。奨学生番号ごとに届け出る必要があります。

※ 現在の連帯保証人、保証人はスカラネット・パーソナルで確認できます。

⇒https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/mypage/top_open.do

1 「連帯保証人変更届」・「保証人変更届」の作成方法

下記2の条件に当てはまる方に、連帯保証人または保証人になることの承諾を得たうえで、その方に自署、実印での押印をしてもらって下さい。また、奨学生番号ごとに下記3の書類の添付が必要です。

2 連帯保証人・保証人の選任条件

連帯保証人	原則として、 <u>父母・兄弟姉妹またはおじ・おば等</u> を選んでください。
保証人	<u>父母以外の、本人および連帯保証人と別生計の人で、原則4親等以内の65歳未満の親族</u> （兄弟姉妹・おじ・おば・いとこ等）を選んでください。
共通	<p>① 未成年者・学生・債務整理中の人等保証能力がない人は認められません。</p> <p>② 奨学生本人の配偶者（婚約者含む）は認められません。</p> <p>③ 平成14年度以降に採用された奨学金にかかる届け出の場合、次のア・イのいずれかに当てはまるときは、連帯保証人については返還総額、保証人については返還総額の2分の1の返還を確実に保証できる収入・資産のある人を選任していただくこととなります。</p> <p>ア 4親等以内の親族でない人を連帯保証人・保証人にする場合</p> <p>イ 届出の時点で65歳以上の人を保証人にする場合</p> <p>④ 貸与終了時（貸与終了月の末日時点）に奨学生本人が、満45歳を超える場合、その時点で60歳未満であること。</p>

3 必要書類（奨学生番号ごとに添付してください。）

新連帯保証人	<p>① 印鑑登録証明書（コピー不可）（変更届の記入日から3か月以内に発行されたものを添付してください）</p> <p>② 収入に関する証明書類（コピー可）</p> <ul style="list-style-type: none"> 給与所得の場合…所得証明書または源泉徴収票等 給与所得以外の場合…所得証明書または確定申告書(控)等（税務署の受付印があるもの） <p>※電子申告を行った場合は、申告内容確認票に受信通知または即時通知の写しを併せて添付</p>
新保証人	① 印鑑登録証明書（コピー不可）（変更届の記入日から3か月以内に発行されたものを添付してください）
共通	<p>① 返還保証書</p> <p>② 収入・資産等の証明書類</p> <p>※2の③ア・イのいずれかに当てはまる場合、上記に加えて提出が必要です</p>

※ 平成16年4月以降に奨学生として採用された方（高等学校・専修学校高等課程を除く）は、代わりに連帯保証人または保証人を選任できなくなった場合、定められた保証料を支払うことで機関保証へ変更を行うことができる可能性があります。詳細については奨学金相談センター（電話0570-666-301）までお問合せください。

4 提出先（必ず郵送してください。）

〒104-8112 東京都中央区銀座6丁目18番2号 日本学生支援機構 奨学事業支援部 基盤業務課